

耳よりウンチク学

罰則がある！？

産業廃棄物の排出業者の責任とは…

廃棄物を処理業者やリサイクル業者に渡したら、もう関係ないと思いませんか？

「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と廃棄物処理法の第3条に定められています(排出事業者責任)。仮に委託している業者が不法に処理した場合でも、その責任は排出事業者となります。

産業廃棄物とは：事業活動に伴って生じた廃棄物で法律及び政令で定める20種類

(燃え殻／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック／ゴムくず／金属くず／ガラス・コンクリート
・陶磁／器くず／鋳さい／がれき類／ばいじん／紙くず(建設業)／木くず(建設業)／繊維くず(建設業)
／動植物残さ(食料品・医療品・香料製造業)／動物のふん尿(畜産農業)／動物の死体(畜産農業)／以上の
産業廃棄物を処分するために処理したもの)

POINT

- ・業者に委託した場合でも「排出事業者責任」になります。
- ・建設工事の場合は、廃棄物の処理責任は元請にあり、排出事業者＝元請業者となります。
- ・廃棄物の運搬・処分を専門業者に委託する場合は「委託基準」を守ることが必要です。まず委託する業者がその廃棄物について許可を受けているか確認してから、契約を取りかわしましょう。
- ・排出事業者は、マニフェスト(産業廃棄物管理票の通称)を自らの手で交付して、廃棄物を厳正に管理し、5年間保存しなければなりません。

●廃棄物の罰則(一例)

条 件	罰 則
不法投棄(未遂含む)、無許可営業など	5年以下の懲役若しくは1000万円の罰金またはこの併科 ※法人については3億円以下の罰金
無許可業者への委託など	5年以下の懲役若しくは1000万円の罰金またはこの併科
契約書作成義務違反、許可証の添付漏れ・5年義務違反など	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこの併科
マニフェスト伝票の記載・交付義務違反・5年保存義務違反など	6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反など	30万円以下の罰金